

令和5年第2回定例会
医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

《議案補充説明》

1 【議案第5号】

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について・・・ 1

《所管事項説明》

- 1 「令和5年版県政レポート（案）」について・・・ 別冊
- 2 「三重県ひきこもり支援推進計画」に基づく取組状況について・・・ 2
- 3 「みえ子どもスマイルレポート」＜令和5年度版＞（三重県子ども条例、第二期スマイルプランに基づく施策の実施状況）について・・・ 11
- 4 「みえ家庭教育応援プラン」に基づく取組について・・・ 14
- 5 令和6年度社会福祉施設等整備方針について・・・ 19
- 6 令和4年度社会福祉法人等指導監査の結果等について・・・ 39
- 7 各種審議会等の審議状況の報告について・・・ 42

《別冊》

- ・（別冊1）令和5年版県政レポート（案）〔子ども・福祉部 修正・抜粋版〕
- ・（別冊2）みえ子どもスマイルレポート＜令和5年度（2023年度）版＞
- ・（別冊3）令和4年度 指導監査等結果報告書

令和5年6月23日
子ども・福祉部

1 こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について

1 改正理由

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行に伴い、関係条例の規定を整理するものです。

2 改正する関係条例

- ①三重県身体障害者総合福祉センター条例（第1条）
- ②幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例（第2条）
- ③三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第3条）
- ④三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第4条）
- ⑤三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第5条）
- ⑥三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第6条）
- ⑦三重県立子ども心身発達医療センター条例（第7条）

3 改正内容

こども家庭庁の設置による厚生労働省関係省令の一部改正等をふまえ、各条例において省令等の規定を引用している箇所について、所管大臣名の変更等の所要の改正を行います。

4 施行期日

公布の日

2 「三重県ひきこもり支援推進計画」に基づく取組状況について

本県では、ひきこもり支援に特化した計画として「三重県ひきこもり支援推進計画」（計画期間：令和4年度～令和6年度）を令和4年3月に策定し、6つの取組方向に基づき、県民の皆さんをはじめ、市町や関係支援機関、民間支援団体、民間事業者等との協創により、ひきこもり支援を総合的に推進しています。

本計画では、「3年後の目標（めざす姿）」をふまえ、計画全体を包括する数値目標として「計画全体の目標」を設定するとともに、参考指標として「モニタリング指標」を設定し、計画的な進行管理に努めることとしています。（別紙1参照）

本計画に基づく6つの取組方向の令和4年度の主な進捗状況および令和5年度の主な取組は、以下のとおりです。

取組方向1 情報発信・普及啓発

1 令和4年度の主な進捗状況

(1) ひきこもりに関する正しい理解の促進

「三重県ひきこもり支援推進計画」の趣旨等を周知するとともに、ひきこもりに関する正しい理解を促進するため、県民の皆さんを対象にしたフォーラムや、ひきこもり当事者や家族、支援者等を対象とした講演会を実施しました。

【子ども・福祉部、医療保健部】

(2) 支援機関からの情報発信（情報を届けるアウトリーチ）

① 「ひきこもり支援ハンドブック」の作成・配布

県民の皆さんがひきこもりについて正しく理解し、自分事として考えていただくきっかけとなるよう、ひきこもりに関する基本的な考え方や支援に役立つ情報をまとめた「ひきこもり支援ハンドブック」をひきこもり経験者や家族会、市町等の担当者等とともに作成し、相談窓口やコンビニエンスストア等で配布しました。

【子ども・福祉部】

② 「みえひきこもり安心サポートライン」の開始

ひきこもり当事者やその家族をはじめ、県民の皆さんが必要な情報を得られるよう、SNSを活用した「みえひきこもり安心サポートライン」を開始し、ひきこもりに関するコラム、相談支援機関の取組やイベント情報等を定期的に配信しています。

【子ども・福祉部】

③ 就職氷河期世代向けSNS等を活用した情報発信

ひきこもり当事者を含む就職氷河期世代を対象にした各種支援策の利用を促進するため、SNSを活用し、就職氷河期世代支援策に関する情報発信を行っています。

【雇用経済部】

2 令和5年度の主な取組概要

- 県民の皆さんを対象にしたフォーラムや、一般診療所や歯科診療所の医療従事者、地域包括支援センター等職員を対象にしたセミナーの開催、SNSを活用した情報発信等を行い、ひきこもりという現象やひきこもり支援に関する情報を広く県民の皆さんに正しく理解していただき、ひきこもり当事者が自分らしい生き方を選択できるよう、社会全体の機運の醸成を図っていきます。

取組方向2 対象者の状況把握・早期対応

1 令和4年度の主な進捗状況

(1) 市町における相談窓口の明確化・周知等の促進

全ての市町において、ひきこもりに関する相談対応窓口が設けられています。また、ひきこもり支援を進めるにあたって、さまざまな部局・機関や地域の多様な主体が関係性を構築する市町プラットフォームが20市町で設置されています。

【子ども・福祉部】

(2) 対象者への早期対応（潜在的な当事者へのアプローチも含む）

①「ひきこもり支援連携調整会議」の開催

市町における相談支援体制の充実に向けて、市町や社会福祉協議会、地域包括支援センター等職員で構成する地域別の「ひきこもり支援連携調整会議」を3地域（北勢、松阪多気・南勢志摩、東紀州）で各3回開催し、支援機関相互のノウハウの共有や困難事案に関する事例検討を行いました。

【子ども・福祉部】

②義務教育修了後における途切れのない支援

県内の教育支援センターにスクールカウンセラー（以下「SC」という。）とスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）を配置し、学校や教育支援センター、福祉等の関係機関と連携し、社会との関わりが希薄な状態にある生徒の情報共有や今後の支援について検討を行うなど、生徒の実情に応じた支援に取り組んでいます。

【教育委員会】

(3) 適切なアセスメントの推進

①「ひきこもり相談支援マニュアル」の改定

相談支援者向けの「ひきこもり相談支援マニュアル」について、改定を行うとともに、初心者が相談の手がかりとするために「三重県版ひきこもり適応行動チェックリスト」を作成し、本マニュアルに加えました。また、相談支援の初任者を対象に、本マニュアルを活用した「ひきこもり支援者スキルアップ研修会」を2回開催しました。

【医療保健部】

②「アウトリーチマニュアル」の作成

「三重県ひきこもり多職種連携チーム」の実践をもとに、医療・保健・福祉等のアウトリーチ従事者向けに「アウトリーチマニュアル アウトリーチを行う人のために」を作成し、研修会において活用しました。

【医療保健部】

(4) 教育相談の実施

子どもたちの心の問題の解決に向け、幼児から高校生までの子ども、保護者、教職員を対象に、臨床心理相談専門員（臨床心理士）を中心に専門的な教育相談を実施しています。 【教育委員会】

2 令和5年度の主な取組概要

- 最も身近な相談窓口である市町のひきこもり相談窓口の周知を行うとともに、全ての市町において市町プラットフォームの構築が行われるよう、支援体制づくりを進めていきます。
- 地域別の「ひきこもり支援連携調整会議」を開催し、県内全域におけるネットワーク機能の強化を進めます。また、市町における相談支援体制づくりを加速するため、支援体制を新たに整備する市町に対して、立ち上げ支援のための補助を行います。
- 教育支援センターに配置したSCとSSWが、通所する児童生徒とその保護者のみならず、通所できない児童生徒と保護者の相談にも幅広く対応するとともに、専門機関等の支援が必要な場合には、訪問型支援を実施します。
- 適切なアセスメントの推進に向け、「ひきこもり相談支援マニュアル」、「アウトリーチマニュアル」の活用について、研修会等の機会をとらえて周知・啓発を進めていきます。
- 子どもたちの心の問題の解決に向け、幼児から高校生までの子ども、保護者、教職員を対象に、臨床心理相談専門員（臨床心理士）を中心に専門的な教育相談を実施していきます。

取組方向3 家族支援

1 令和4年度の主な進捗状況

(1) 家族に寄り添った相談支援

三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり当事者の家族への専門相談（電話相談、対面型相談）を行うとともに、ひきこもりに関する正しい知識や情報、対応方法等を学ぶ「家族教室」等を実施しています。また、県内4地域（北勢、中勢伊賀、南勢志摩、東紀州）において、家族支援をテーマとしたひきこもり支援ネットワーク会議を開催し、意見交換を行いました。 【医療保健部】

2 令和5年度の主な取組概要

- 三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり当事者や家族への精神保健の専門性に基じた適切な相談、家族教室の開催等を通して家族支援を継続して実施していきます。

取組方向4 当事者支援

1 令和4年度の主な進捗状況

(1) 当事者に寄り添った相談支援

三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり当事者への専門相談（電話相談、対面型相談）を行っています。【医療保健部】

また、県立の教育支援センターの設置に向けた実証事業を開始し、高校段階で不登校の状態にある子どもたちに学習や自立支援、進路相談、体験活動等の機会の提供を行い、自己肯定感を高めることで子どもたちが自らの進路を主体的に考えることができるよう、支援を行っています。【教育委員会】

(2) アウトリーチ（訪問型）支援の充実

三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、医療・保健・心理等の多職種で構成される「三重県ひきこもり多職種連携チーム」を設置し、特に高い専門性が求められるひきこもり当事者等への支援を実施しています。【医療保健部】

また、3つの精神保健福祉圏域（鈴鹿・亀山、津、伊賀）において、精神科病院にアウトリーチチームを設置し、精神科医療を必要とするひきこもり当事者も含む在宅の精神障がい者を対象に、医療・保健・福祉サービスを包括的に提供するアウトリーチ支援を実施しています。【医療保健部】

さらに、三重県生活相談支援センターにおいて、アウトリーチ支援員を配置し、ひきこもり当事者やその家族を対象に、伴走型支援によるアウトリーチを主体とした支援を行っています。【子ども・福祉部】

不登校支援アドバイザーが、不登校児童生徒の状況に応じて複数の教育支援センターを訪問し、不登校児童生徒への支援についてアドバイスを行うとともに、訪問型支援を実施しています。【教育委員会】

2 令和5年度取組概要

- 三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり当事者への専門相談や「三重県ひきこもり多職種連携チーム」による支援、精神科病院におけるアウトリーチチームによる支援に取り組みます。
- 三重県生活相談支援センターに相談支援員やアウトリーチ支援員を配置し、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った伴走型支援を進めます。
- 教育支援センターに重点配置したSCとSSWが、通室する児童生徒への支援を行うとともに、必要に応じて通室を希望しない児童生徒に対しても訪問型支援を実施します。

取組方向5 社会参加・活躍支援

1 令和4年度の主な進捗状況

(1) 社会との接点をもつ機会の提供

ひきこもり当事者が社会とつながるきっかけとなるよう、既存のオンライン会議アプリを利用した電子居場所を5団体で開設しました。【子ども・福祉部】

「子どもの居場所づくり応援アドバイザー」の派遣やインターンシップ研修を実施するとともに、子ども食堂のほか学習支援や体験機会の提供など、子どもの居場所の活動を経済的に支援する補助を行っています。【子ども・福祉部】

不登校児童生徒の自己肯定感を高めるために、県教育委員会で把握している不登校児童生徒を支援する民間施設（フリースクール等）が実施する体験活動を支援しています。【教育委員会】

不登校の中高生等を対象に、生徒自らが他者や社会とつながるきっかけを得たり、自身の興味・関心の幅を広げたり、弱みに気づいたりできるよう、他者と交流できるオンラインを活用した居場所を開設しています。【教育委員会】

(2) 段階的・継続的に社会参加・活躍できる環境づくり

おしごと広場みえに就職氷河期世代専門相談窓口「マイチャレ三重」を設置し、ひきこもり経験者を含む就職氷河期世代の方を対象に、各種相談やキャリアカウンセリング、就労体験等の受入先となる県内事業所の開拓等を行うとともに、雇用・福祉・医療等の支援機関と連携し、就職や社会参加に向けて切れ目ない支援を行っています。【雇用経済部】

ひきこもり経験者を含む若年無業者の職業的自立を図るため、各地域若者サポートステーションと連携し、就労体験や各種セミナーの開催等に取り組んでいます。【雇用経済部】

2 令和5年度の主な取組概要

- ひきこもり当事者が社会とつながるきっかけとなるよう、既存のオンライン会議アプリを利用した電子居場所を引き続き開設します。
- 子どもの居場所の安定的な運営に向けて、アドバイザー派遣や勉強会の開催、経済的支援等に加え、子どもの居場所と地域におけるさまざまな協力者とのマッチングを行います。
- フリースクール等民間施設が実施する体験活動への支援に取り組めます。
- ひきこもり当事者を含む若年無業者の職業的自立を図るため、各地域若者サポートステーションと連携し、就労体験や各種セミナーの開催等を行います。
- ひきこもり当事者の居場所の開設およびそれに携わる人材の育成を促進するため、居場所づくりに意欲・関心のある市町、民間団体等からの要望に応じて、ひきこもり当事者の居場所の運営に伴い生じる相談への対応を行う「ひきこもり当事者の居場所づくり応援アドバイザー」を派遣します。

取組方向6 多様な担い手の育成・確保

1 令和4年度の主な進捗状況

(1) 相談員・支援員の育成・確保

三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、教育・保健・福祉・医療・雇用等のさまざまな分野でひきこもり支援に関わる方を対象に、改定した「ひきこもり相談支援マニュアル」を活用し、「ひきこもり支援者スキルアップ研修」を2回開催しました。 【医療保健部】

市町における包括的な支援体制の整備に向けて必要な人材である「相談支援包括化推進員」を養成するため、市町や市町社会福祉協議会、地域包括支援センター職員等を対象に、「相談支援包括化推進員養成研修」を開催しました。

【子ども・福祉部】

(2) ひきこもりサポーターの養成・派遣

ひきこもり経験者やその家族をはじめ、ひきこもり支援に興味・関心のある方に支援活動に参加していただけるよう、「ひきこもりサポーター」制度について、他県の先進事例の調査などを行いました。 【子ども・福祉部】

2 令和5年度の主な取組概要

- 県内のひきこもり支援者の理解を深めるとともに、技術向上を図るため、精神保健医療の専門性を活かした研修会を開催します。
- 複合的な課題を抱える相談者等の把握や適切な相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関に対する助言・指導等を行う「相談支援包括化推進員」の養成研修を実施します。
- 実効性のある「ひきこもりサポーター」制度に向けて、検討を進めていきます。

「三重県ひきこもり支援推進計画」（令和4年3月策定）数値目標一覧

(1) 計画全体の目標

目標項目	現状値 (3年度)	進捗状況 (4年度)	6年度の 目標値
「ひきこもりに関する理解が進んだ」と感じる県民の割合（※1）	-	87% （※3）	70%
「ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援体制の整備が進んでいる」と考える相談支援機関の割合（※2）	-	37% （※4）	70%

- ※1 ひきこもり支援フォーラムに参加した県民の皆さんを対象にしたアンケート調査において、ひきこもりに関する理解が「進んだ」「やや進んだ」と回答した割合。
- ※2 ひきこもりに関する支援機関を対象にしたアンケート調査において、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援体制の整備が「進んだ」「やや進んだ」と回答した割合。
- ※3 令和4年4月16日開催のフォーラムでは、「進んだ」「やや進んだ」と回答した割合が82.8%、令和4年8月27日開催のフォーラムでは、「進んだ」「やや進んだ」と回答した割合が91.7%で2回のフォーラムの平均値87%を算出。
- ※4 ひきこもりに関する支援機関315機関を対象にしたアンケート調査において、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援体制の整備が「進んだ」「やや進んだ」と回答した割合37%を算出。

(2) 6つの取組方向ごとの目標（モニタリング指標）

取組方向	目標項目	現状値 (3年度)	進捗状況 (4年度)
1 情報発信・普及啓発	ひきこもり支援に関する講演会等への参加者数	-	382人 (4月) 420人 (8月)
	SNSアカウントにおける投稿件数	-	215件
2 対象者の状況把握・早期対応	市町における相談窓口の明確化・周知および市町プラットフォームの設置・運営数	相談窓口 21市町 プラットフォーム 19市町	相談窓口 29市町 プラットフォーム 20市町

取組方向		目標項目	現状値 (3年度)	進捗状況 (4年度)
2	対象者の状況把握・早期対応	相談支援機関における新規相談件数	-	1,338件
		不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた割合	小学生 72.9% 中学生 63.2% 高校生 58.0% (2年度)	未確定
3	家族支援	三重県ひきこもり地域支援センターにおける専門相談件数(延べ)	275件 (2年度)	368件
		家族教室への参加者数(延べ)	42人 (2年度)	56人
4	当事者支援	三重県ひきこもり地域支援センターにおける多職種連携チームによる支援件数	-	17件
		アウトリーチ支援員による面談・訪問・同行支援件数(延べ) (三重県生活相談支援センター)	127件 (3年12月)	237件
		不登校支援アドバイザー等による訪問型支援を実施した人数および実施回数	22人 134回 (2年度)	87人 303回
5	社会参加・活躍支援	ひきこもり当事者のための居場所数	24か所	42か所
		子どもの居場所数	78か所 (3年12月)	135か所
		民間施設(フリースクール等)が行う体験活動への支援回数	17回 (3年12月)	76回
		地域若者サポートステーションにおける相談件数	6,518件 (2年度)	5,960件

取組方向		目標項目	現状値 (3年度)	進捗状況 (4年度)
6	多様な担い手の育成・ 確保	相談支援包括化推進員養成数	56人 (2年度)	33人
		ひきこもりサポーター制度の創設	—	調査 検討

3 「みえ子どもスマイルレポート」＜令和5年度版＞（三重県子ども条例、第二期スマイルプランに基づく施策の実施状況）について

「みえ子どもスマイルレポート」は、「三重県子ども条例」（以下「条例」という。）第15条の規定に基づき県が行う施策の実施状況に係る年次報告と、「第二期 希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（以下「第二期スマイルプラン」という。）に基づく重点的な取組の進捗等を取りまとめた年次報告で構成しています。

条例に基づく施策の実施状況については、第11条から第14条に係る取組を記載しています。

第二期スマイルプランについては、11の重点的な取組ごとに、進展度、令和4年度の取組概要と成果、令和5年度の取組方向等を記載しています。

1 条例に基づく施策の実施状況（別冊2 P4～10）

（1）施策の基本となる事項に係る取組（第11条）

新しく児童養護施設に入所したり、里親等に委託される子ども向けに「子どもの権利ノート」を配付するなど、子どもが自身の権利について学ぶ機会を提供したほか、一時保護所に入所中の児童を対象としたアドボケイトの派遣や、キッズ・モニターによるアンケート調査などを通じて、子どもが意見表明する機会を設けました。

また、「子ども応援！わくわくフェスタ」（来場者：約5,000人）や「子どもの会社見学」（10件）などを通じて、子どもが主体的に取り組むさまざまな活動を支援するとともに、保育士等キャリアアップ研修や放課後児童支援員認定資格研修をインターネットやDVDを活用して定員を拡大のうえ実施するなど、子どもの育ちを支える人材育成、環境整備に取り組みました。

（2）相談への対応（第12条）

子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」（相談件数：910件）を運営し、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら、子どもが自らの力で悩みを解決していけるよう支えました。虐待やいじめなど、子ども自身の力だけでは解決できないような問題については、児童相談所や教育委員会等の関係機関と連携して対応しています。

（3）広報および啓発（第13条）

子どもの育ちについて県民の皆さんの関心や理解を深め、子どもの育ちを見守り支える活動を促進するために取り組んでいます。e-モニターアンケートの結果では、条例について「名前も内容も知っている」、「名前だけは知っている」と回答した方は36.6%でした。引き続き、条例に係る理解が一層深まるよう広報・啓発していくことが必要です。

(4) 子どもに係る意識等の調査(第14条)

数年ごとに、子どもの生活に関する意識や実態等に関する調査を実施しており、直近では平成30年度に、小学5年生、中学2年生、高校2年生と小学生・中学生の保護者、県民を対象に調査を行い、その結果を「みえの子ども白書2019」としてまとめています。令和5年度に同様の調査を実施し、「みえの子ども白書」をまとめたうえで、子ども条例の見直し等の参考とする予定です。

2 第二期スマイルプランに基づく施策の実施状況(別冊2 P11~59)

(1) 取組状況と進展度等(別冊2 P11~25)

第二期スマイルプランでは、めざすべき社会像である「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現に向けて、「子ども・思春期」、「若者／結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」に「働き方」、「環境の整備等」を含めたライフステージごとに、切れ目のない取組を進めるとともに、計画全体を包含する2つの「総合目標」と、11の重点的な取組を設定しています。

総合目標の一つである合計特殊出生率については、令和4(2022)年の本県の実績値は1.40で、前年の実績値1.43を0.03ポイント下回りました。全国の合計特殊出生率は1.26で、本県は全国より高いものの、第二期スマイルプランの目標値である1.8台とは乖離があります。

もう一つの総合目標である「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は57.5%で、調査開始以来の最高値となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた子どもの体験機会や親子のふれあいの機会が、社会経済活動の両立という視点から、復調したことが要因にあると考えられます。

11の重点的な取組の進展度については、進行管理を行うために設定した「重点目標」の達成率等により総合的に判断したところ、「進んだ」が3項目、「ある程度進んだ」が3項目、「あまり進まなかった」が3項目、「進まなかった」が2項目となりました。

(2) 令和4年度の総括と令和5年度取組について(別冊2 P26)

① 令和4年度の総括

第二期スマイルプラン(令和2年度~令和6年度)の計画期間が折り返しを迎える中、2つの総合目標について、令和4年度時点における実績値は未だ目標値と乖離がある状況です。

「合計特殊出生率」については、引き続き、県民の皆さんの「出会いたい」、「産みたい」という希望がかなうよう、出会いの機会の創出や若者の経済的不安定さの解消、不妊治療への支援、保育の受け皿の整備など、ライフステージに応じた総合的な取組を推進する必要があります。

また、「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」については、引き続き、あらゆる年齢や立場の人々が子どもとふれあう機会を持つことで、「地域で子どもを育てている」という機運を醸成する必要があります。

なお、11の重点的な取組については、重点目標のうち、特に、「保育所等の待機児童数」および「放課後児童クラブの待機児童数」について、3年連続での目標未達成となったほか、「男性の育児休業取得率」について、昨年度（令和3年度）から3.5ポイント下落した9.4%となるなど、子育て家庭を取り巻く環境の整備や母親への子育てにかかる負担軽減が課題となっています。

②令和5年度の取組

令和5年度当初予算では、県の子ども・子育て支援事業を「みえ子どもまるごと支援パッケージ」としてとりまとめています。特に、保育士を追加配置した場合の補助を拡充し、待機児童の解消や保育の質の向上を図るほか、市町の「出産・子育て応援交付金」事業を支援することで、出産・育児に対する負担や不安の解消に取り組めます。加えて、市町が地域の実情に合わせて工夫を凝らして実施する独自事業に対して補助する「みえ子ども・子育て応援総合補助金」を創設し、地域における子ども・子育て支援の充実を図ります。こうした取組により、子どもや子育てに関する施策を総合的に推進し、全ての子どもが豊かに育つことができるよう取り組めます。

4 「みえ家庭教育応援プラン」に基づく取組について

少子化の進行や共働き家庭の増加など家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、さまざまな家庭の実情に合わせて、多様な主体が連携しながら家庭教育を応援する取組を進めていくため、平成28年度に「みえ家庭教育応援プラン」（以下「プラン」という。）を策定しました。

プランの基本理念や取組方策に基づき、複数の取組をとりまとめて注力する3つのテーマを「家庭教育応援プロジェクト」と位置付け、市町や企業等と連携しながら横断的・総合的取組として展開しています。

プロジェクト テーマ1 みんなで進めよう！子どもの基本的な生活習慣づくり

1 令和4年度の取組概要

基本的な生活習慣の確立は、子どもたちの心身の健やかな成長、意欲の向上に不可欠であり、「生き抜いていく力」を育む基礎になります。このため、子どもや家庭の状況等をふまえ、学習機会や情報の提供を通じて、各家庭における子どもの基本的な生活習慣づくりの取組を進めました。

(1) 「生活習慣・読書習慣チェックシート」等の活用促進

3～5歳児を対象に「早寝早起き朝ごはん」といった基本的な生活習慣が身に付くよう県内の保育所や幼稚園等において、「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」の活用を年3回実施し、生活を見直す機会を持つなど、家庭と連携して取り組みました。

【子ども・福祉部、教育委員会】

就学後の児童生徒の学習習慣・生活習慣・読書習慣の確立をめざし、1人1台端末に「生活習慣・読書習慣チェックシート」を提供しました。

【教育委員会】

○保育所や幼稚園等におけるチェックシートの実施状況

平成28年 5月	平成29年 5月	平成30年 5月	令和元年 5月	令和2年 5月	令和3年 5月	令和4年 5月
85.8%	90.7%	89.0%	83.0%	82.2%	82.6%	81.6%

(2) 家庭や地域の気運づくりや家庭への「学び」の提供

令和2年度に開設したホームページ「みっぶる広場」に、引き続き「家庭教育応援Web講座」として、家庭教育支援団体の方など家庭教育の分野で活躍している方のコラム(28講座)を掲載し、内容を充実しました。【子ども・福祉部】

学校・家庭・地域が一体となった学習習慣等の確立に向けて、三重県PTA連合会の公式アカウントに家庭学習の習慣化を啓発する動画を提供するとともに、「みえの学力向上県民運動」のホームページにも動画を掲載し、広く県民に啓発しました。また、家読(うちどく)啓発リーフレットについて、令和5年度小学校入学生の保護者に配付するとともに、新たに公立図書館や保育所、幼稚園、認定こども園にも配付しました。【教育委員会】

保護者同士が子育てについて話し合い、自らの役割や成長に気づき学ぶための学習コンテンツ「みえの親スマイルワーク」について、就学時健診や説明会、学校やPTAの行事等での活用を進め、保護者同士のつながりづくりを図るとともに、子育ての孤立感や就園就学の不安感などの軽減を図りました。(PTAと連携して実施したスマイルワーク:11回)【子ども・福祉部、教育委員会】

2 課題

家庭の小規模化や地域での人間関係の希薄化が進み、子育てについて相談できる方が近くにいないこと等で、多くの保護者が子育てに不安や負担を感じていることから、保護者への親同士の交流する機会や情報の提供を充実させていく必要があります。また、子どもがインターネット等に触れる機会の増加に伴い、生活習慣が乱れる恐れがあることから、引き続き、子どもの基本的な生活習慣づくりの機会を提供していく必要があります。

3 令和5年度の主な取組

(1)「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」の取組を継続するとともに、児童生徒の1人1台端末に「生活習慣・読書習慣チェックシート」を提供するなど、子どもたちが主体的に学習習慣等の確立に取り組める環境づくりを進めます。

【子ども・福祉部、教育委員会】

(2)ホームページ「みっぶる広場」等の内容を充実し、保護者に家庭教育の学びの機会を提供します。【子ども・福祉部、教育委員会】

(3)保護者の子育てへの不安感や負担感の軽減を図るため、「みえの親スマイルワーク」の開催を市町等と連携して進めます。【子ども・福祉部、教育委員会】

(4)子どものインターネットやスマートフォンの適正利用に向けて、学校等での出前講座を開催するなど啓発を行います。【子ども・福祉部】

プロジェクト テーマ2 つくろう！家庭教育を応援する地域のネットワーク

1 令和4年度 of 取組概要

地域で孤立しがちな家庭など、支えを必要としている家庭に応じた取組を進めるため、関係者が情報共有を行うフォーラムや会議を通じて、家庭教育を応援するネットワークの構築や人材の養成を図りました。

(1) 関係者の情報共有の場づくりや地域のネットワークによる支援の促進

「地域とともにある学校づくり」推進協議会を開催し、市町等教育委員会担当者を対象に、コミュニティ・スクール（CS）に関わる国の動向や県内の状況説明をはじめ、各市町の取組の成果や課題について意見交換を行いました。

【教育委員会】

地域において家庭教育支援の取組を行う「家庭教育支援チーム」について、市町に周知を行うとともに、「家庭教育支援チーム」の方を家庭教育応援Web講座講師とし、活動や執筆講座をホームページに掲載しました。また、「次世代の家庭・学校・地域創生フォーラム」において、市町で家庭教育応援の取組をしている「家庭教育支援チーム」の取組を実践発表として取り上げ、市町等へ紹介しました。

【子ども・福祉部】

(2) 家庭教育応援のための人材の養成

「地域学校協働活動推進のためのコーディネーター養成講座」（2回）、「地域学校協働活動推進のためのコーディネーター養成講座の認定者によるフォローアップ講座」（1回）を開催したり、国のCSマイスターや県の地域とともにある学校づくりサポーターを学校や地域等の研修等へ派遣をしたりして、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に取り組みました。 【教育委員会】

「みえの親スマイルワーク」について、市町の子育て支援センターなどで職員が適宜ワークを行えるよう、職員を対象とした研修会（2回）を行いました。

【子ども・福祉部】

2 課題

家庭の小規模化等により、親戚や地域での人間関係の希薄化が進み、多くの保護者が子育てに不安や負担を感じていることから、支えを必要としている家庭に応じた取組を進めるため、引き続き、市町や地域の人材等との一層連携を深め、家庭教育応援のためのネットワークの構築を図っていく必要があります。

3 令和5年度の主な取組

(1) 「家庭教育応援連携会議」や「次世代の家庭・学校・地域創生フォーラム」など、さまざまな場を活用して、家庭教育応援の取組事例を紹介し、取組の横展開を図ります。 【子ども・福祉部】

- (2) 身近な地域において、保護者が「みえの親スマイルワーク」に参加できるよう、市町の子育て支援センター職員等を対象に、ワークの進行役になる人材の養成を進めます。 【子ども・福祉部、教育委員会】

プロジェクト テーマ3 応援しよう！企業と連携した家庭の教育力アップ

1 令和4年度 of 取組概要

家庭教育の充実に向けて、企業が従業員の仕事と家庭の両立等を支援することが必要であることから、企業に対して家庭教育の応援への理解と取組への参画を働きかけました。

(1) 「イクボス」や男性の育児参画の推進

従業員の仕事と家庭の両立等を応援する「イクボス」が県内各地に広がり、男性の育児参画や女性の活躍が当たり前の社会、そして子育て家庭を含むすべての家族に優しい三重県となるよう、「みえのイクボス同盟」(平成28年4月発足)の加盟企業の拡大に向けた取組を進めてきました。

男性のさまざまな育児への関わり方等を募集・表彰する「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」において、育休取得事例をはじめとした男性の育児・家事に係るフォトコンテスト(応募件数:1,581件)を多くの企業の協力を得て実施するとともに、改正育休・介護休業法の施行による育児休業制度等の拡充をふまえ、イクボス視点での階層別(若手・管理職・経営者)マネジメント研修を開催(3回、計43名参加)したほか、男性育休取得推進に取り組む企業へ社会保険労務士を派遣しました。 【子ども・福祉部】

○みえのイクボス同盟加盟企業・団体数

平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末
107	150	180	736	756	770	791

(2) ワーク・ライフ・バランスや企業との連携など

誰もが働きやすい職場環境づくりに向けて、企業15社へのアドバイザー派遣や、働きがい改革セミナー(令和4年9月)、および「みえの働き方改革推進企業」の登録・表彰を実施(158社登録:5社表彰)しました。 【雇用経済部】

みえ次世代育成応援ネットワーク(企業937社 子育て団体等671団体 合計1,608企業・団体、令和5年3月31日現在)において、ネットワーク参加企業・団体の協力により「子どもの会社見学」や「子ども応援!わくわくフェスタ」を開催し、子育てや家庭教育を応援する取組を実施しました。 【子ども・福祉部】

2 課題

家庭における家事・育児に携わる時間は、女性が男性を大きく上回っているとともに、「とるだけ育休」、「ゴロゴロ育休」など、男性の育児の質が課題となっています。子育て中の方が仕事と家庭の両立を実現し、家庭教育を充実するためには、引き続き、企業と連携しながら取組を進める必要があります。

3 令和5年度の主な取組

- (1) 「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」をはじめとした男性の育児参画への関心を高める取組を進めます。また、家事・育児にかかる具体的なスキルをまとめた動画等を作成し、男性の育児参画の質の向上に取り組めます。

【子ども・福祉部】

- (2) 働き方改革を地域全体へ広げるため、引き続きセミナーを開催するとともに、「みえの働き方改革推進企業」の登録・表彰を実施します。 【雇用経済部】

- (3) みえ次世代育成応援ネットワーク参加企業や団体等と連携し、子どもの体験機会等を創出する取組を進めます。 【子ども・福祉部】

〈みえ家庭教育応援プランの改定について〉

現行プランの策定の根拠である「三重県教育施策大綱」が今年度新たに策定されることから、その内容や、子どもの育ちや家庭をとりまく環境の変化や課題を分析したうえで、改定を進めていきます。

5 令和6年度社会福祉施設等整備方針について

本県では、市町や民間事業者と連携し、社会福祉施設等の整備を計画的に進めていくこととしています。

社会福祉施設等の整備については、施設の新規設置、大規模改修等を行う事業者に対し費用の補助を行っており、限られた予算の中で、地域のバランスや住民ニーズ等をふまえ、効果的で緊急度の高いものを優先して整備していくこととします。

また、施設の老朽化への対応や、地震・津波対策など防災上の対応、感染症対策、および県産材をはじめとする木材利用の促進への対応についても、配慮していくこととします。

こうした考え方のもと、庁内関係部・課で構成する「社会福祉施設等補助対象施設等選定会議」において、「令和6年度社会福祉施設等整備方針」を策定しました。

なお、施設整備に係る具体的な助成額、助成制度等については、今後の国の補助金・交付金制度等の動向や国および県予算の状況をふまえて決定することになります。

令和6年度社会福祉施設等整備方針

・ 長寿介護課所管施設 介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム	20
・ 地域福祉課所管施設 救護施設、無料低額宿泊所	27
・ 障がい福祉課所管施設 障がい福祉サービス事業所等	28
・ 少子化対策課所管施設 児童館	32
・ 子どもの育ち支援課所管施設 放課後児童クラブ室、病児保育施設	34
・ 子ども福祉・虐待対策課所管施設 児童養護施設、乳児院、委託一時保護専用ユニット、 児童家庭支援センター、母子生活支援施設	36

令和6年度社会福祉施設等整備方針（長寿介護課所管施設）

課名〔長寿介護課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 市町による施設利用者数の見込み及び整備意向をふまえつつ、施設サービスが必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、老人保健福祉施設の整備を進める。
- ・ 在宅要介護高齢者の施設サービスへのニーズの高まりを踏まえ、介護老人保健施設、介護医療院及び養護老人ホームを優先的に整備する。なお、令和6年度においては、市町の整備意向を踏まえ介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備は行わない。
- ・ 県補助を受けずに、介護老人保健施設、介護医療院及び養護老人ホームを整備する場合についても審査の対象とする。
- ・ 圏域については、別表「老人福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	課題	令和6年度整備方針				
介護老人保健施設	圏域別	1 在宅復帰支援と在宅生活支援という重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計
既整備数			2,584	1,735	2,064	358	6,741
令和5年度整備予定			0	0	0	0	0
小計 (A)			2,584	1,735	2,064	358	6,741
令和6年度整備可能数 (B)			40	0	0	0	40
令和6年度未整備予定数 (A) + (B)			2,624	1,735	2,064	358	6,781

現状と整備可能数（単位：人分）

令和6年度整備方針

- 1 圏域ごとに令和6年度整備可能数の範囲内とする。
- 2 一般病床などからの転換ニーズがあることを踏まえ、令和6年度における従来型施設の整備は、圏域ごとの整備可能数に達するまで可能とする。
- なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。

* 増築による整備については、県補助の対象外とする。

現状と整備可能数（単位：人分）

施設種別	圏域	課題	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計
介護医療院	圏域別	1 主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、医学的管理の下における介護等の提供を行うという重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。	96	108	60	90	354
		2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。	0	30	0	42	72
既整備数			96	138	60	132	426
令和5年度整備予定			0	0	110	0	110
小計 (A)			96	138	170	132	536
令和6年度整備可能数 (B)			0	0	110	0	110
令和6年度末整備予定数 (A) + (B)			96	138	170	132	536

令和6年度整備方針			
施設種別	圏域	課題	
養護老人ホーム	—	老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、整備を進める必要がある。	老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、改修又は改築による整備を進める。 なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。

(別表) 老人福祉圏域

令和5年4月1日現在

圏域名	圏域内 市町
北勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市 木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中勢伊賀	津市、名張市、伊賀市
南勢志摩	伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市 多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
東紀州	尾鷲市、熊野市 紀北町、御浜町、紀宝町

介護老人保健施設、介護医療院等整備選定方針

令和5年5月
三重県医療保健部長寿介護課

1 目的
三重県における介護老人保健施設、介護医療院及び養護老人ホームを計画的に整備するため、選定方針を次のとおり定める。

2 選定に当たったの考え方

(1) 「4 選定対象施設の基本要件」の「(1)基本要件1」及び「(2)基本要件2」はいずれも必須要件とする。

ア 「(1)基本要件1」が1つでも満たされない場合は審査対象外とし、社会福祉施設等整備計画書を受理しない。

イ 「(2)基本要件2」の取り扱いは次のとおりとする。(注1)

① 従来型施設の整備に当たっては、ユニット型整備計画及び従来型整備計画の整備数をふまえ、整備数が全整備選定数の5割の範囲内に収まる可能性のある従来型整備計画のみ審査対象とする。

② ①にかかわらず、審査の結果、整備数が全整備選定数の5割を超えることとなった従来型整備計画は選定しない。

(2) 「5 選定要件(1)優先要件及び(2)具体的審査要件」を中心に総合的に検討する。

(3) 補助を受けずに、自己資金（一部借入金を含む。）で行う整備計画についても、審査の対象とする。

3 選定対象施設及び選定対象整備区分

施設種別	整備区分	選定対象
介護老人保健施設	創設	定員30人以上の施設
	増築	既設定員と増築定員との合計定員が30人以上となる施設
介護医療院	創設	定員30人以上の施設
	増築	既設定員と増築定員との合計定員が30人以上となる施設
養護老人ホーム	改修	老朽化が進み、緊急度を勘案の上、整備を進める必要のある施設
	改築	

※一部ユニット型施設の廃止に伴い、上記の定員は類型（従来型施設、ユニット型施設）ごとの定員数とする。

※従来型施設にユニット型施設を増築する場合及びユニット型施設に従来型施設を増築する場合は、それぞれ「創設」として取り扱うものとする。

※従来型施設とユニット型施設を同時に整備する場合は、一の計画として提出、審査を行うものとする。なお、それぞれの定員数（増築の場合は増築後の定員数）が30人以上であることが必要である。

※定員29人以下の施設については、市町における選定の対象となる。

4 選定対象施設の基本要件

(1) 基本要件 1

ア 介護老人保健施設及び介護医療院の整備については、整備方針における老人福祉圏域ごとの『令和6年度整備可能数』を上回らないこと。なお、増築による整備については補助対象外であるため、自己資金での整備のみが審査対象である。

イ 建設予定地市町の意見書において整備に関する同意が得られていること。なお、従来型施設を整備する場合は、意見書において、従来型施設の整備の必要性が明記されていること。

ウ 社会福祉法人にあっては、建設予定地が申請者の所有地（所有が確実に見込まれているものを含む。）又は国、地方公共団体からの貸与予定地であること。

エ 建設予定地に抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないこと又は確実に解除が可能なこと。（既存施設整備借入時の独立行政法人福祉医療機構等の抵当権は原則除く。）

オ 選定対象施設が、建設予定地における農地法、農振法、都市計画法、河川法、文化財保護法、森林法、砂防法、国有財産法等の各種開発規制等に該当しないこと又は確実に除外等が可能なこと。

カ 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例を遵守すること。

キ 利用者の人権擁護、虐待防止等のための研修の実施等に取り組むこと。

ク 過去5年間において介護保険法、老人福祉法、社会福祉法及び医療法に基づく措置命令又は指定（認可、許可）の取消し等の処分（以下「行政処分」という。）を受けた法人でないこと。また、代表者（新設法人の設立代表者を含む。以下同じ。）が個人又は他の法人の代表者として過去5年間において行政処分を受けていないこと。

(2) 基本要件 2

介護老人保健施設の従来型施設の整備に当たっては、令和6年度整備における全整備選定数の5割の範囲内とする。

5 選定要件

(1) 優先要件

ア 資金計画が的確なものであること。

① 建設自己資金（総事業費の1割以上）が確保（予定）されているか。

② 借入金の借入先に利率等を含めて協議をしているか。

③ 償還計画が的確であるか。

④ 土地購入費、土地造成費、設計監理費、施設整備費、設備整備費、事業運営費等を適切に見込んでいるか。

⑤ 居住費は、適切な算定根拠により設定しているか。

イ 建設予定地は、自己所有地（所有が確実に見込まれているものを含む。）又は国、地方公共団体からの貸与予定地であること。

ウ 建設予定地は、住宅地から遠距離の孤立した場所ではなく、交通等の利便性が確保された地域であり、かつ、防災上、危険な地域でないこと。

エ 地震、津波、浸水、土砂災害等の非常災害対策に配慮した施設であること。

オ 社会福祉施設等整備計画書類が完備されていること。

カ 建設予定施設が施設基準を踏まえて適切に計画されていること。

キ 法人及び代表者が、事業の運用上の留意点（介護保険制度や高齢者福祉に関する知識、人員・設備・運営基準等）を十分に理解していること。

ク 過去5年間に於いて介護保険法及び社会福祉法に基づく勧告（以下「勧告」という。）を受けた法人でないこと。また、代表者が他の法人の代表者として過去5年間に於いて勧告を受けていないこと。
 ケ 三重県子ども・福祉部福祉監査課又は市監査担当部署から改善事項の指摘を受けた法人（代表者が代表を務める他の法人を含む。）については、当該事項について改善されていること。

(2) 具体的審査要件
 ア 施設計画の具体性

- ① 近隣住民との調整が図られているか。
- ② 施設サービスの必要性について利用者ニーズを把握しているか。
- ③ 居宅サービスを含めた地域ニーズを的確に把握し、包括ケアが提供できるよう検討されているか。
- ④ 施設長（管理者）を確保（予定）しているか。
- ⑤ 協働病院が確保（予定）されているか。
- ⑥ 医療的ケアが必要な入所者に対応できるよう、看護職員の確保や介護職員等の喀痰吸引等研修の受講及び、登録特定行為事業者登録の申請を行うことを検討しているか。
- ⑦ 介護職員を確保するための取組が十分になされているか。
- ⑧ 新設法人については、法人認可担当との協議はしているか。
- ⑨ みえ木材利用方針に基づき、木材利用の促進が図られた施設であるか。
- ⑩ 福祉避難所の指定を受ける検討をしているか。
- ⑪ 太陽光発電による新エネルギー利用など環境に配慮した施設であるか。

イ 建設予定地介護保険者における優先度

- ① 建設予定地介護保険者の施設整備率（施設定員数（令和5年度末予定）／65歳以上人口（令和4年10月1日））

(注1) 「4 選定対象施設の基本要件」の「(2)基本要件2」の取り扱いの例示

【介護老人保健施設：整備可能数100床の場合】

例① 整備計画A（従来型施設40床創設）のみ提出があった場合（ユニット型施設の整備計画の提出がなかった場合）

→ 整備計画Aは審査対象外とし選定しない。

例② 整備計画A（従来型施設40床創設）と整備計画B（ユニット型施設60床創設）の提出があった場合

→ 整備計画Aの整備数は全整備選定数の5割の範囲内に収まる可能性があるため、整備計画Aは審査の対象とする。

→ 整備計画Aの整備数は全整備選定数の5割を超えるため、整備計画Aは選定しない。

ただし、審査の結果、整備計画Bが選定されなかった場合、整備計画Aの整備数は全整備選定数の5割を超えるため、整備計画Aは選定しない。

例③ 整備計画A（従来型施設50床創設）、整備計画B（ユニット型施設80床創設）の提出があった場合

→ 審査の結果に關わらず、整備計画Aは基本要件を満たさない（整備計画Bが選定されなかった場合は全整備選定数の5割を超える、また、整備計画Bが選定された場合は整備可能数を上回る）ため、整備計画Aは審査対象外とし選定しない。

令和6年度社会福祉施設等整備方針（地域福祉課所管施設）

課名（地域福祉課）

1. 整備方針策定の考え方

- ・生活保護法で規定されている保護施設（救護施設）及び社会福祉法で規定されている無料低額宿泊所の新規施設整備については、原則として行わない。

2. 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和6年度整備方針
救護施設	全県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内 3か所 ・定員 計250名 （令和5年4月1日現在）	救護施設は、精神疾患等により、在宅生活を送ることが難しい処遇困難ケースが多く、入所者の高齢化も進んでいる。無料低額宿泊所は、いわゆる貧困ビジネスへの規制強化を図るため、令和2年に条例を制定し事前届出制の導入等を行っており、引き続き施設の適切な運営に留意していく必要がある。	入所者等の安全確保に必要な改築等があれば整備を進める。
無料低額宿泊所	全県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内 1か所 ・定員 計64名 （令和5年4月1日現在）		

令和6年度社会福祉施設等整備方針（障がい福祉課所管施設）

課名（障がい福祉課）

- 1 整備方針策定の考え方
 - ・ 障がいの有無に関わらずお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、障がい者関係施設の整備を進める。
 - ・ 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」における障害福祉サービスの必要量の見込みや障害保健福祉圏域の整備状況、緊急性や必要性を総合的に判断し整備する。
 - ・ 新規整備（障がい者）の対象は、障がい者の重度化への対応、地域生活への移行および地域生活の支援の観点から、日中活動系サービスのうち生活介護および居住系サービスのうち共同生活援助の事業所とする。
 - ・ 新規整備（障がい児）の対象は、児童発達支援センター、重症心身障がい児および医療的ケア児を支援する障害児通所支援事業所とする。
 - ・ 既設建物の大規模修繕等の対象は、感染防止対策や防災対策など、入所者等の安全・安心に資する整備とする。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和6年度整備方針
日中活動系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	<ol style="list-style-type: none"> 1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。 2 障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。 3 相談および地域の体制づくりなどの機能を集約した地域生活支援拠点機能を有する事業所ならびに障がい児支援の中核となる機能を有する事業所の設置が進んでいない地域がある。 4 建物の防災対策に取り組みが必要がある。 	<p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金または次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となる日中活動系サービス事業所の施設整備について、当該法人に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。</p> <p>新規整備、大規模修繕等の優先順位については、緊急性や必要性を総合的に判断し決定することとし、それぞれにおける優先順位は以下のとおりとする。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規整備 <ol style="list-style-type: none"> 以下(1)を優先し、(1)において同順位の場合は(2)から(4)を満たす整備を優先する。 (1) みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、日中活動系サービス事業所が不足する圏域の整備 (2) 地域生活支援拠点機能または児童発達支援センターの機能を有する事業所 (3) 主に重度心身障がい児者や医療的ケア児者を支援する事業所

令和6年度整備方針		課題		現状	圏域	施設種別
2	<p>(4) 短期入所を併設する事業所 既存建物の大規模修繕等 建物の防災対策について、緊急性や必要性を考慮して優先順位を付けることとする。</p> <p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金および三重県障害者グループホーム緊急整備事業費補助金の交付対象となる共同生活援助事業所の施設整備について、当該法人に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。 なお、住宅地および住宅地と同程度に利用者家族、地域住民との交流が確保される地域への設置を整備の対象とする。 新規整備、大規模修繕等の優先順位については、緊急性や必要性を総合的に判断し決定することとし、それぞれにおける優先順位は、以下のとおりとする。 なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。</p>	<p>1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。</p> <p>2 障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。</p> <p>3 障がい者が重度であっても、地域で安心して生活できる場所の確保が求められている。</p> <p>4 建物の防災対策及び感染防止対策に取り組む必要がある。</p>	別表2のとおり	別表1のとおり	居住系サービス事業所	
1	<p>新規整備 以下(1)を優先し、(1)において同順位の場合は(2)から(4)を満たす整備を優先する。 (1) みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、共同生活援助事業所が不足する圏域の整備(ただし、日中サービス支援型については、優先対象とする。) (2) 障がい者の重度化や高齢化に対応できない事業所 (3) 障害者支援施設や精神科病院から地域生活への移行を目的に設置する事業所 (4) 短期入所を併設する事業所</p>					
2	<p>既存建物の大規模修繕等 以下(1)、(2)を同順位とし、緊急性や必要性を考慮して優先順位を付けることとする。 (1) 多床室の個室化改修等の感染防止対策 (2) スプリングラシー、非常用自家発電設備等の防災対策</p>					

3 その他

次の諸点に該当する整備事業とする。

- ・ 障害福祉サービス提供方針、利用者の状況、指定基準、資金計画等を十分検討し、中長期的視点を含め着実に事業が実施できると考えられる施設。
- ・ 障がい者の地域社会との日常的な交流が図られる施設。
- ・ 立地に関して各種災害に対する安全性が確保され、設備の面で防災・減災への配慮がなされている施設。
- ・ 公共工事に準じた入札・契約等の各種手続きが実行できること。

(別表1) 障害保健福祉圏域

令和5年4月1日現在

圏域名	圏域内市町
桑名員弁	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
四日市	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪多気	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
紀北	尾鷲市、紀北町
紀南	熊野市、御浜町、紀宝町

(別表2) 障害福祉サービス事業所等の現状

種類	種類	単位	令和5年度										計
			桑名 員弁	四日市	鈴鹿 亀山	津	松阪 多気	伊勢 志摩	伊賀	紀北	紀南		
日中活動系サービス			事業所数	17	41	25	43	30	30	23	5	5	219
生活介護	現状	定員数	344	1,256	668	998	707	650	511	137	137	132	5,403
		人	454	888	546	717	580	706	500	135	137	137	4,663
		サービス量実績	421	846	552	681	559	647	463	110	129	129	4,408
児童発達支援センタ ー	現状	事業所数	1	1	2	1	2	1	2	0	0	1	11
		定員数	30	80	110	40	60	30	32	0	0	24	406
		事業所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
児童発達支援事業所 (重心)	現状	事業所数	3	5	2	7	4	1	1	0	0	0	23
		定員数	20	30	15	37	20	5	5	0	0	0	132
		事業所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
放課後デイサービス 事業所(重心)	現状	事業所数	4	6	3	5	4	1	1	0	0	0	24
		定員数	60	35	20	27	20	5	5	0	0	0	172
		事業所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
居住系サービス			事業所数	21	29	24	42	30	13	4	4	3	186
共同生活援助	現状	定員数	277	577	271	437	318	280	261	43	53	53	2,517
		人	240	380	217	289	253	304	260	68	69	69	2,080
		サービス量実績	260	408	244	294	240	307	230	59	62	62	2,104

注)

- 1 現状の事業所数・定員数は、令和5年4月1日現在
- 2 サービス員込量は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2021年度~2023年度-」における令和5年度のサービス見込量(1か月あたり)
- 3 サービス量実績は、令和5年1月分
- 4 生活介護は、障害者支援施設分を含む。
- 5 整備目標は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2021年度~2023年度-」における令和5年度の目標

令和6年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課所管施設）

課名〔少子化対策課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・健全な遊びを通じて、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく拠点施設である児童館を整備するにあたり、地域のニーズに応じた子ども・子育て環境の向上のための施設整備を推進する。
- ・施設の老朽化、地震・津波などの防災対策、感染症対策、木材利用促進等に対する大規模修繕等を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和6年度整備方針
児童館	全県	大型児童館 1館 小型児童館 28館 児童センター 13館 計 42館 (10市6町) (令和5年5月1日現在)	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の老朽化対策は、各市町における長寿命化計画に沿って計画的に実施する必要がある。 2 児童の健全育成活動の拠点である児童館のない地域がある。 3 児童館の中で、放課後児童クラブを行うことは、様々な利点があるが、放課後児童クラブを行っている児童館は多くない。 	<p>市町や社会福祉法人等が行う児童館の整備事業に関して市町に補助を行うことで施設整備を推進する。補助は国の次世代育成支援対策施設整備交付金の交付を受ける市町に限る。</p> <p>優先度の高いものから1、2、3、4、5の順とする。緊急性や必要性を総合的に判断し優先順位を決定することとし、放課後児童クラブ室を設置している児童館や設置を行う児童館を優先する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既存の児童館における大規模修繕等のうち、地震・津波などの防災対策、感染症対策のための改修工事等に係る整備事業 2 児童館のない市町における新たな児童館の創設

施設種別	圏域	現状	課題	令和6年度整備方針
				3 児童館のある市町における新たな児童館の創設 4 既存の児童館を拡張・改築する整備 5 その他大規模修繕等の整備

令和6年度社会福祉施設等整備方針（子どもの育ち支援課所管施設）

課名（子どもの育ち支援課）

1 整備方針策定の考え方

- ・地域のニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和6年度整備方針
放課後児童クラブ室	全県	放課後児童クラブ数 448か所 (令和4年5月1日現在) ※令和5年5月1日現在の 数値については、今後調査予 定です。	<ol style="list-style-type: none"> 1 小学校の統廃合等によ り、現在利用中の設備が利 用できなくなる場合があ る。 2 実施施設の災害対策が必 要な場合がある。 3 小学校児童についての保 育需要があるにも関わら ず、放課後児童クラブが存 在しない地域がある。 4 待機児童が生じている市 町がある。 	<p>「放課後児童クラブ運営指針」による、支援の単位あ たりおおむね40人以下の整備を推進することとし、放課 後子ども総合プランにおける市町の運営委員会等の調整 を経た次の整備（創設・改築）を行う。国の子ども・子 育て支援施設整備交付金または子ども・子育て支援交付 金による交付を受けることを条件とする。</p> <p>また、当該整備にあたっては、市町の福祉部局と教育 委員会の連携を密にして取り組むこととする。</p> <p>優先度の高いものから1、2、3、4、5、6の順と する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小学校の統廃合による整備、または借家等で実施し ているが使用不能になる場合の整備 2 地震対策あるいは津波対策等のための整備 3 放課後児童クラブ未設置小学校区における整備 4 既存の放課後児童クラブ施設では需要に対して充分 に対応できていない地区において、受け入れ枠拡大 に繋がる整備 5 放課後子ども総合プランの推進のため、放課後子ど も教室と一体となって実施するための整備または学

施設種別	圏域	現状	課題	令和6年度整備方針
病児保育施設	全県	病児保育施設数 20か所 (令和5年5月1日現在)	<ol style="list-style-type: none"> 1 病児保育事業は、ニーズは高いものの、利用者が安定しておらず採算が合わないことがある。 2 実施設の災害対策が必要な場合がある。 3 子育て家庭の病児保育に係る需要があるにも関わらず、病児保育施設が存在しない又は不十分な地域がある。 	<p>校の空き教室を活用するための整備 6 1から5の理由以外での整備</p> <p>国の子ども・子育て支援施設整備交付金により交付を受けることを条件として、病院又は診療所、社会福祉法人等が病児保育施設を整備する際に必要な経費について、市町に対して補助を行うことで、病児保育の推進を図る。 優先度の高いものから1、2、3、4、5の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現在病児保育事業で使用している建物が使用不能になる場合の整備 2 地震対策あるいは津波対策等のための整備 3 病児保育施設未設置市町における整備 4 既存の病児保育施設では需要に対して充分に対応できていない地区において、受け入れ枠拡大に繋がる整備 5 1から4の理由以外での整備

令和6年度社会福祉施設等整備方針（子ども福祉・虐待対策課所管施設）

課名〔子ども福祉・虐待対策課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 児童養護施設及び乳児院に基づき、「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に向けた取組を進め、子どもの最善の利益を保障するものになるよう施設整備を推進する。
- ・ 母子生活支援施設については、DV被害者への対応や老朽化、防災強化等の観点からニーズに応じた施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和6年度整備方針
児童養護施設	全県	施設数 公立 1 民間 1 (令和5年4月1日現在)	1 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組が求められている。 2 築年数の経過による施設の老朽化対策として、増改築修繕が求められている。	優先度の高いものから1, 2の順とするが、緊急性や必要性により優先度を総合的に判断する。 1 小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 施設の増設・改築・拡張にあたっては、小規模かつ地域分散化するための施設整備や、本体施設を小規模グループケアの構造にする、または一時保護専用施設等を創設・拡張するなど高機能化及び多機能化・機能転換を図る施設整備を優先する。 特に、地域分散化については、「施設地域分散化等加速化プラン」に対応する整備のほか、東紀州地域や施設のない地域に整備するものを優先する。
乳児院	全県	施設数 公立 3 民間 0 3施設 (令和5年4月1日現在)		2 老朽化対応や防災強化対応のための増改築修繕施設の移設（新設を含む）・大規模修繕・増改築・拡張にあたっては、平成20年6月12日雇発第0612001号厚生労働事務次官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」により整備を行う耐震化等整備事業や老朽民間児童福祉施設整備事業を優先する。

施設種別	圏域	現状	課題	令和6年度整備方針												
委託一時保護専用ユニット（乳児院、児童養護施設）	全県	施設数 4 施設 <table border="1" data-bbox="488 1296 689 1599"> <thead> <tr> <th></th> <th>乳児院</th> <th>児童養護施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>民間</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> （令和5年4月1日現在）		乳児院	児童養護施設	公立	0	0	民間	1	3	計	1	3	県児童相談所一時保護所の入所率が高いことなどにより、児童の適切なケアの確保について課題を有しているため、地域において一定数の一時保護児童を安定的に受け入れることができる委託先の確保が必要となってきた。	老朽化については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。 児童相談所単位での設置を進めることとし、県児童相談所一時保護所のない地域及び乳児院での整備を優先する。
	乳児院	児童養護施設														
公立	0	0														
民間	1	3														
計	1	3														
児童家庭支援センター	全県	施設数 6 施設 公立 0 施設 民間 6 施設 （令和5年4月1日現在） 令和2年度までに全児童相談所管内に設置済	児童養護施設において、地域からの相談に応じたり、指導等を行う児童家庭支援センター設置の必要性が高まっている。 児童相談所管内への複数のセンターの設置について地域性や相談ニーズなどにより検討していく必要性がある。	児童相談所管内への複数のセンターの設置について、地域性や相談ニーズを考慮し、必要性に応じて整備を進める。												

施設種別	圏域	現状	課題	令和6年度整備方針
母子生活支援施設	全県	施設数 4施設 公立 0施設 民間 4施設 (令和5年4月1日現在)	<ol style="list-style-type: none"> 1 DV被害者の利用が増加しているため、対応が必要である。 2 施設の老朽化への対応や津波・浸水等災害への対応の必要性が高まっている。 	<p>優先度の高いものから1、2の順とするが、緊急性や必要性により優先度を総合的に判断する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 DV被害者への対応 <ul style="list-style-type: none"> 入居者の安全性を確保するため、施設や居室のセキユリティやプライバシーの強化を図る施設整備を優先する。 2 施設の老朽化対応や防災強化対応（耐震工事含む） <ul style="list-style-type: none"> 施設の移設（新設を含む）・大規模修繕・増改築・拡張にあたっては、平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働事務次官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」により整備を行う耐震化等整備事業や老朽民間児童福祉施設整備事業を優先する。 老朽化については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。

6 令和4年度社会福祉法人等指導監査の結果等について

1 指導監査の適切な実施について

社会福祉法人・社会福祉施設に対しては、定期的な指導監査の実施に加え、利用者等関係者からの通報や苦情等により法人運営等に問題が生じている疑いが認められる場合には、随時、指導監査を実施しています。

また、介護保険および障害福祉サービス事業所に対しては、定期的な運営指導・実地指導と全事業所を対象とした集団指導の実施に加え、通報や苦情等により介護給付費等の請求に関し不正が疑われる場合には、随時、指導監査を実施しています。

2 令和4年度指導監査および実地指導等の結果について

(1) 指導監査等の結果

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、現地における対面での監査実施に支障が出る中、社会福祉施設等において適正な運用が図られるよう、新たな日常に対応した監査の指針である「新しい福祉監査のカタチ」に基づき、従来からの実地による監査に加え、ICTを活用したオンラインによる監査を併用するとともに、動画配信による集団指導など、効率的・効果的な手法を用いて指導監査および運営指導・実地指導を実施しました。

指導監査および実地指導等の実施状況と、指摘事項があった法人数・施設数やその指摘件数は、次のとおりです。

○令和4年度指導監査等の結果

(令和5年3月31日現在)

区分	対象数	うち実施数 (%)	指摘法人 等の数	指摘 総件数
社会福祉法人	104	31(29.8)	29	219
社会福祉施設	995	435(43.7)	278	738
介護保険サービス事業所	3,339	212(6.3)	206	1,084
〃 集団指導		2,683(80.4)	—	—
障害福祉サービス事業所	2,105	105(5.0)	94	484
〃 集団指導		1,877(89.2)	—	—
県福祉事務所	4	0(0.0)	0	0
児童相談所	6	0(0.0)	0	0
市町福祉行政	29	29(100.0)	19	32
公益法人	5	3(60.0)	3	9
計	6,587	5,375	629	2,566

(注) 対象数は、令和4年4月1日現在の数です。

(2) 社会福祉法人および社会福祉施設に係る指摘内容

社会福祉法人では、役員を選任等の法人運営に関するものが108件（評議員会または理事会の決議が適正に行われていない。監事を選任または解任が適切に行われていない。等）、事業の実施に関するものが5件（改善計画に基づく取組が不十分である。等）、会計処理、資産管理等の管理に関するものが106件（計算書類が法令に基づき適正に作成されていない。契約業務等が適正に行われていない。等）となっています。

社会福祉施設では、事故発生の防止や衛生管理等の適切な利用者支援に関するものが167件（事故発生の防止および発生時の対応に関する措置が適切に講じられていない。定期健康診断、衛生管理、感染症等に対する対策が適切に行われていない。等）、就業規則や安全対策等の施設運営に関するものが571件（防災対策が適切に行われていない。労働基準法等関係法規の遵守が不十分である。等）となっています。

○令和4年度社会福祉法人の指摘項目および件数 (単位：件)

法人運営	事業	管理	計
108	5	106	219

○令和4年度社会福祉施設の指摘項目および件数 (単位：件)

適切な利用者支援	施設運営	計
167	571	738

(3) 介護保険および障害福祉サービス事業所に係る指摘内容

介護職員の配置等の人員基準に関するものが28件（計画作成担当者が長期間配置されていない。等）、サービス提供などの運営基準等に関するものが1,524件（虐待の発生または再発を防止するための指針の整備がされていない。感染症または非常災害発生時における業務継続計画が策定されていない。等）、給付費に関するものが12件（加算の算定要件を満たしていない。等）、その他が4件となっています。

○令和4年度介護保険および障害福祉サービス事業所の指摘項目および件数

(単位：件)

区 分		人員基準	運営基準等	給付費	その他	計
介護保険サービス	介護	4	670	2	1	677
	予防	2	405	0	0	407
障害福祉サービス		22	449	10	3	484
合 計		28	1,524	12	4	1,568

介護給付費等の算定誤りや不適切な請求等が確認された9事業所に対しては、過誤調整による自主返還等を指導しました。

○令和4年度介護給付費等の返還決定額

返 還 の 種 別		事業所数	返還決定額 (円)
介護保険 サービス	運営指導結果に基づく過誤調整	1	2,152,587
	監査結果に基づく過誤調整	2	7,305,229
	監査結果に基づく返還(行政処分を伴うもの)	1	234,557
障害福祉 サービス	実地指導結果に基づく過誤調整	4	13,542,764
	監査結果に基づく過誤調整	0	0
	監査結果に基づく返還(行政処分を伴うもの)	1	1,428,593
合 計		9	24,663,730

(注)返還決定額は、令和5年4月末までに確定した金額です。

3 令和5年度の指導監査および実地指導等の実施方針

新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」への移行後も、感染防止対策を十分に行ったうえでの実地による監査に加え、ICTを活用したオンライン監査も併用するとともに、動画配信による集団指導、各種研修会の開催や会計専門家の活用などにより、時間や人的資源を有効に活用しながら効率的・効果的な指導監査を実施します。

なお、悪質な事例のうち、特に虐待等の生命や身体の安全に関わる場合は、事業担当課や市町と連携して指導監査を実施します。

また、各施設や事業所における職場のハラスメント対策について、ハラスメント防止に係る方針の明確化等の必要な措置を講じているか、確認します。

(1) 社会福祉法人および社会福祉施設

県所管法人、市所管法人については、関係市等と連携を密にするとともに、感染防止対策に配慮しながら効率的・効果的な指導監査を実施します。

また、施設運営においては、利用者への虐待防止、保育所等における不適切保育への対応や送迎バスの安全確保など、社会的な状況に応じた取組を重点的に確認のうえ指導を行います。

(2) 介護保険および障害福祉サービス事業所

苦情・通報等のあった事業所への運営指導・実地指導、監査を優先的に実施するとともに、動画配信による集団指導では、人員・運営等の最低基準の考え方等の周知徹底に加え、実地指導等における指摘事例を周知することで、事業者の適正な運営の確保に向けた支援を行います。

7 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和5年2月15日～令和5年5月31日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	令和5年2月21日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他7名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	3名の医師について書面により審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議認定こども園認可等部会
2 開催年月日	令和5年2月21日
3 委員	部会長 田口 鉄久 委員 服部 高明 他2名
4 諮問事項	1 幼保連携型認定こども園の認可定員等について 2 幼保連携型認定こども園の設置認可申請調書について
5 調査審議結果	申請のあった3件について審議し、意見を聴取した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県青少年健全育成審議会
2 開催年月日	令和5年2月28日
3 委員	会長 仲 律子 委員 五百木 亜紀代 他7名
4 諮問事項	三重県青少年健全育成条例の一部改正について
5 調査審議結果	三重県青少年健全育成条例の一部改正について審議を行った。 また、三重県青少年健全育成条例に基づく有害興行の指定について報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育所認可等部会
2 開催年月日	令和5年3月7日
3 委員	部会長 青山 弘忠 委員 布本 肇 他2名
4 諮問事項	保育所設置認可申請調書等について
5 調査審議結果	申請のあった2件について審議し、意見を聴取した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和5年3月10日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 佐々木 光明 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。 その他、今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会
2 開催年月日	令和5年3月17日
3 委員	会 長 菊池 紀彦 委 員 阿部 晋一 他14名
4 諮問事項	1 三重県障がい者施策年次報告について 2 三重県障害者施策推進協議会・手話施策推進部会開催結果報告について 3 三重県障害者自立支援協議会開催結果報告について
5 調査審議結果	事務局から報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会
2 開催年月日	令和5年3月17日
3 委員	部会長 鍵山 雅夫 委 員 奥野 敏 他3名
4 諮問事項	里親の認定について
5 調査審議結果	里親の認定について審議を行い、養育里親5件、養子縁組里親3件、親族里親2件、専門里親1件の新規里親認定を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	令和5年3月20日
3 委員	会 長 白石 葉子 委 員 松井 保偉 他9名
4 諮問事項	1 「第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」について 2 三重おもいやり駐車場について 3 令和5年度当初予算事業（UD関係）（案）について 4 その他
5 調査審議結果	上記事項について、報告・意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県いじめ調査委員会
2 開催年月日	令和5年3月23日
3 委員	委員長 庄山 哲也 委 員 大日方 真史 他3名
4 諮問事項	いじめの重大事態の調査について
5 調査審議結果	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく県立高校における生徒のいじめ事例の調査審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議
2 開催年月日	令和5年3月28日
3 委員	会 長 岡本 陽子 委 員 田口 鉄久 他14名
4 諮問事項	1 令和3年度及び令和4年度の実施状況等について 2 第2期三重県子ども・子育て支援事業支援計画の中間見直しについて 3 児童の安全管理に向けた取組について
5 調査審議結果	上記事項について、報告・意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	令和5年4月18日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委 員 長谷川 正裕 他7名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	6名の医師について書面により審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和5年5月12日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 佐々木 光明 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。 その他、今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会
2 開催年月日	令和5年5月15日
3 委員	部会長 中野 智行 委員 奥野 敏 他3名
4 諮問事項	里親の認定について
5 調査審議結果	里親の認定について審議を行い、養育里親3件、養子縁組里親1件、親族里親2件の新規里親認定を行った。
6 備考	